

# 高松大学

平成 20 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 21 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構



## 認証評価結果

### 【判定】

評価の結果、高松大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

### 【認定期間】

平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までとする。

### 【条件】

特になし。

## 総評

大学の基本理念である「理論と実践との接点を開拓する大学をつくる」との建学の精神を踏まえ「学生のための大学づくり」「地域に貢献する人材の育成」を中心として教育目標を具体的に設定し、教職員・学生をはじめ地域社会に対し使命・目標を公表しており、大学の特色を明確にしている。

教育・研究組織については、2 学部 2 学科と大学院研究科及び 5 つの附属施設を揃え、恵まれた教育環境を整えており、充実した体制が整えられている。

教育課程については、建学の理念に沿い、経営学部は「地域社会に貢献できる職業人の育成」を目的に、実践・実習を重視した教育プログラムを展開、また発達科学部も対話を重視した人間教育を目的に 1 年次から 4 年次までのゼミナール教育を中核に据えている。全体として、大学としての教育・研究機能は歴史のある短期大学の優れた点を発展させる形で推進されており評価できるが、今後更に教育研究機能を充実・発展させ、短大教育との差別化を図るなど、大学独自の発展を追求していくことが期待される。

収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員充足率が近年低水準で続いており、人材育成を明確にしたアドミッションポリシーと入学者増加に向けた対策の確実なる実行が望まれる。入学した学生に対する教育などの支援活動については、学生ニーズを汲上げる多様なシステムと相俟って、教員と学生とのコミュニケーションを緊密にする体制が就職率の上昇に結実するなど効果を挙げており、評価できる。

教員については、大学設置基準を上回る専任教員数を確保し、きめ細かな教育が実践されている。FD(Faculty Development)研修会などが実施されているほか、学生による授業評価結果も活用されている。

組織運営に必要な職員は確保されており、人事関連事項は規程に従い適切に運営されている。教学を支える教務・学生サービス機能を集約して 1 か所に集め学生支援部とし、合理的かつ機能的な運営に努めている。

管理運営については、規則・規程に則った運営及び役員の職務が行われ、適切に機能している。

財務状況については、定員未充足状態の長期化の一方、教育環境整備の先行投資により、

漸次悪化傾向にあり、今後5カ年の財務中期計画を相応の経営努力をもって実行していくことが不可欠であるが、整備計画が完了したところであり、今後の進捗状況を注視したい。

教育・研究環境については、教育目的を達成するために、校地・校舎ともに大学設置基準を十分に満たしている。

地域連携を重視した社会連携や社会的責務についても必要な組織倫理が確立されている。

### 基準ごとの評価

#### 基準1．建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

##### 【判定】

基準1を満たしている。

##### 【判定理由】

「対話にみちみちた豊かな人間教育」「自分で考え自分で行える人間づくり」「個性をのばしルールが守れる人間づくり」を目指し、「理論と実践との接点を開拓する」大学をつくるという建学の精神を踏まえ、教育理念、使命・目的は明確に定められている。これらに則り、大学が目指す「学生のための大学づくり」「地域に貢献する人材の育成」について、学生便覧、入学案内、大学公式ホームページに明示しているほか、教職員、受験生と保護者に対して、これらを広く開示努力をするなど、学内外に周知させている。

また、使命・目的は、学則に定められており、その目的を達成するために、1年次を対象に建学の精神、教育理念を理解させる科目である「総合講座」「ゼミナール制度」を設け、学長が自ら担当し、これらを学生に理解させるよう実践している。

#### 基準2．教育研究組織

##### 【判定】

基準2を満たしている。

##### 【判定理由】

経営学部経営学科と発達科学部子ども発達学科の2学部2学科と大学院経営学研究科及び5つの附属施設という構成とその規模は大学の目的を達成する上で適切である。両学部の学科会議、大学院の研究科委員会、附属機関の運営委員会、全学の連絡調整機関である総務教学委員会、学内の意思決定の中心である大学教授会での審議を通して、各組織は適切な関連性を保っている。

大学及び大学院における教育研究の目的を達成するために、附属図書館、「情報処理教育センター」「地域経済情報研究所」「生涯学習教育センター」「大学院ベンチャークリエーション研究所」などの附属施設を設置し、その充実を図っていることは評価できる。

平成19(2007)年に「大学教育検討会」を設置し、教養教育における開講授業科目の策定などの検討を継続的に行う体制を整備している。今後、発達科学部の完成年度に向け、よ

り良い教養教育構築に向けての検討を継続的に実施していくことを期待したい。

### 基準 3 . 教育課程

#### 【判定】

基準 3 を満たしている。

#### 【判定理由】

経営学部は、「高度の学理と技能を備え、それを企業経営に応用して地域の活性化や社会の要請に応えることのできる有能な人材を育成する」との教育目的に基づいて、地域社会との連携をさまざまな形で模索、確立しつつ、実践、実習を重視した教育プログラムを展開している。また、発達科学部も設置 3 年目を迎え「保育・教育の場における、実践的能力を有する人材を育成する」ことを目的として掲げて、設置以来、対話を重視した人間教育を重視し、1 年次から 4 年次までのゼミナール教育を教育課程の中核に据えている。これらの点において、学部においては教育目的が教育課程と方法に具現化されている。

教養教育を含め、各々の学部、研究科において教育課程は適切に編成されている。授業科目の各年次への配当、授業週数、履修科目の登録上制限、卒業・進級要件、シラバスの提示など、必要な要件を満たしている。

#### 【優れた点】

- ・経営学部は、「Let's Try アントレプレナー事業」をはじめ 7 つのプロジェクトを実施して、「地域と連携した学び」を創造するための基盤作りに力を入れていることは評価できる。

#### 【参考意見】

- ・大学院の学則に、成績評価基準についての定めがないので早急に明示することが望まれる。

### 基準 4 . 学生

#### 【判定】

基準 4 を満たしている。

#### 【判定理由】

人材育成の方向を明らかにしたアドミッションポリシー、そして、入学者増加に向けた対策のための視点は明確である。しかしながら、収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員充足率が平成 18(2006)年の学部学科改編後も依然として低い水準にあるので、今後、社会人や留学生を含めた受験者層の選択と集中を図ること、また、募集定員の削減による充足率の向上など、中長期計画の確実な実行を期待したい。

学生による授業評価、学生生活調査、満足度アンケート、「学生投書 BOX」など学生の

ニーズを汲上げる多様なシステムを運用しており、学生と教職員の距離が近い大学として、学生の声を細かく取上げている。クラブハウス、学生会館などの厚生施設も充実しており、学生サービスの体制整備に努めている。

学生の学習支援、学生生活支援は「学生カード」に基づき、ゼミナールと特別演習を基盤に行われている。

就職・進学支援についてもキャリア支援課を中心に年間数多い「就職ガイダンス」を実施するなどきめ細かい指導を行っている。就職相談室の利用状況や就職率が漸増していること、また、退学者数は連続して減少していることなどから専任教員並びに大学全体の組織的努力が実を結んでいるものと評価できる。

**【改善を要する点】**

- ・経営学部は、過去5年間、入学定員充足率が連続して低い水準にある点について改善を要する。

**【参考意見】**

- ・入学者増加対策として、アドミッションポリシーを更に広く伝えていくとともに 入学者の出身地域の選択と集中 高校及び地域社会からの信頼獲得 社会人並びに協定校からの留学生受入れ などすでに確定している大学の基本方針を徹底させ、各種対策を講じていくことが望まれる。

**基準5 . 教員**

**【判定】**

基準5を満たしている。

**【判定理由】**

大学設置基準の定める専任教員数を確保しており、教授は半数を超えている。

「少人数によるきめ細かな教育」を実現できる体制を整備し、教育課程を遂行するための教員が適切に配置されている。専任・兼任のバランスもとれており、主要学科目は専任が担っている。また、FD(Faculty Development)研修会や研究会が適宜実施され、教員に「教育研究等実施計画」の提出を求め、積極的な取組みを促すなど、教員の研究教育活動を活性化させる取組みがなされている。

教育研究のための経費として、教育研究旅費、教育研究経費、教育研究図書費なども適切に支給されており、更にゼミナール担当教員に関してゼミナール経費を支給するなどゼミナール活性化に対する十分な配慮がされている。

学生による授業評価も適切に行われており、『「学生による授業評価」集計結果報告書』も発行されており学内で学生、教職員が閲覧できる体制がとられている。

**基準6 . 職員**

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

組織運営に必要な職員は、概ね確保されており、適切に配置されている。また、職員の採用、昇任、異動については就業規則、「事務組織規程」に則り適切に行われている。

職員の資質向上については、SD(Staff Development) 研修会を恒常的に実施しており、内容も課題毎にテーマを設けて大学全体の業務について共通の理解を深めるように工夫されている。

教学を支える教務、学生サービス機能を統合して学生支援部とし、合理的かつ適切な運営に努めている。

附属図書館や「情報処理教育センター」などの教育研究支援組織に必要な人的配置を行い、学生、教員などのサービスを積極的に行っている。

基準 7 . 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人及び大学全体の管理運営は、寄附行為や学則などによって明確に定められ、「常任理事会設置規程」や「教授会規程」、その他諸規程などで適切に運営されている。

理事会、評議員会の議事について、大学の状況及び学内外の諸活動について詳細かつ明確に報告を行い、資料などを提供して大学運営の理解を深めている。

管理部門と教学部門の連携は、常任理事会に学長と事務局長が構成員となり、大学では総務教学委員会が毎月開催されて有機的な運営が行われている。また、平成 20(2008)年度から学長が理事長を兼任していることから連携はよりスムーズになっている。

自己点検・評価活動は開学以来積極的に取組まれており、毎年報告書を発行している。点検・評価の結果は、自己評価委員会の検討を経て見直しを行っている。

基準 8 . 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人四国高松学園経理規程」に従って適正に処理されている。

収入と支出のバランスについては、定員充足率が低いこと、更に教育環境整備のための設備投資の関係及び学部新設による新規教員の採用による人件費の増加により、消費収支

は支出超過が続いており、このままの状態であれば一段の財務の悪化が想定される。しかしながら、平成 21(2009)年度を起点とする今後 5 年間の学生確保と定員数削減を背景とした人件費の抑制などを喫緊の課題とする中期財務計画を策定している。この計画は、入試制度改革、人件費の削減、そして学科改組（定員削減など）を通じた定員充足率の引上げなどを柱としている。本計画の実現のためには、相応かつ誠実な経営努力が不可欠であるが、着実な実行がなされれば財政の安定化が期待できる。

財務情報は印刷物や学報に掲載されるなど公開されている。今後は科学研究費補助金の申請件数の更なる増加などによる外部資金の導入を図ることが期待される。

**【参考意見】**

- ・ホームページに財務情報を公開することが望まれる。

**基準 9 . 教育研究環境**

**【判定】**

基準 9 を満たしている。

**【判定理由】**

キャンパスは高松市の郊外の東部にある春日川のほとりに位置し、平家物語で有名な屋島を眺望できる。校地、校舎面積ともに大学設置基準を満たし、必要とされる施設設備などが適切に維持・管理されている。図書館、パソコン演習室、学生会館も整備され学生の教育、福利厚生に寄与している。また、附属図書館や「情報処理教育センター」などの開館時間を延長し、教育研究支援の体制を整えている。

施設設備の安全性については、災害・事故・犯罪の防止や環境・衛生・安全などに関して対応している。また、情報面のファイアウォールも講じている。新学生会館、庭園や新校舎などは、いずれもデザイン性に優れ、アメニティ空間を形成しており、施設のバリアフリー化も推進している。

**基準 10 . 社会連携**

**【判定】**

基準 10 を満たしている。

**【判定理由】**

地域との連携を重視する開かれた大学を目指して、平成 10(1998)年に「生涯学習教育センター」を設置、多くの公開講座を実施運営している。また、図書館など大学施設を開放して、地域社会に大学財産を提供するとともに、学部主体で地元経済界と産学連携の種々の事業を行っており地域の評価を得ている。

経営学部においては、開学以来地元企業並びに地域社会と密接な関係を構築している。これらの関係を学生の教育に生かすとともに、香川経済同友会、香川県中小企業家同友会、

高松商工会議所などとの連携において地域活性化の一翼を担っている点は評価できる。

発達科学部においては、保育園や幼稚園との密接な協力関係を形成し、県下の保育園、社会福祉施設、養護学校などからの学生ボランティアの派遣要請にほぼ対応できるなど、学生を含めて地域社会への貢献意識が高い。

#### 基準 11 . 社会的責務

##### 【判定】

基準 11 を満たしている。

##### 【判定理由】

組織倫理については寄附行為、就業規則、「不正行為調査委員会規程」「個人情報保護規程」などが整備され、各規則に基づき適切な運営がなされている。

セクシャルハラスメントについてはその防止体制が整備され人権教育も行われている。今後はアカデミックハラスメント、パワーハラスメントなどを対象とした規程の整備にも期待したい。

危機管理の体制については規程及び詳細なマニュアルが作成され、防災訓練、防犯講習、交通安全講習会を実施して、対策を講じている。

教育研究成果の公表については「紀要」「研究者総覧」が発行され、各大学などの関係機関に送付するなどして広報に努めている。その他大学行事などは入学案内やホームページ、学園だよりなどで適宜広報されている。